Ｂ　当該年度の基準財政需要額の算定に用いた林野行政費に係る林野の面積に17.8円を乗じて得た額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

次の算式により算定した額とする。

算式

（Ａ×５＋Ｂ×0.5＋Ｃ）×Ｄ×8,320,000円×１／３

算式の符号

Ａ　当該道府県の区域内の島しょに存在する地方自治法（昭和22年法律第67号）第155条第１項に規定する支庁又は地方事務所の数

Ｂ　当該道府県の区域内の島しょに存在する同法第156条第１項に規定する行政機関の数

Ｃ　当該道府県の区域内の島しょに存在する市町村役場の数

Ｄ　当該道府県における本土と島しょまでの間の平均距離について、次の表の上欄に掲げる区分に応ずる下欄に掲げる率

区分	率
七十五キロメートル未満	○・五
七十五キロメートル以上百五十キロメートル未満	一・○
百五十キロメートル以上三百五十キロメートル未満	二・○
三百五十キロメートル以上	三・○

三十一　島しょ数が多いため特別の財政需要があるもの。

三十二　国土保全対策に要する経費があること。

国土保全対策として当該道府県が他の地方公共団体等と協同して行う森林の整備等に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に○・五（分収林特別措置法（昭和三十三年法律第五十七号）第二条第一項に規定する分収造林契約（以下「分収造林契約」という。）及び同条第二項に規定する分収育林契約（以下「分収育林契約」という。）に係るものにあつては、○・一五）を乗じて得た額とする。

三十三　農家負担金軽減支援対策に要する経費があること。

国と協調して実施する農家負担金軽減支援対策事業に要する経費のうち、当該年度において当該道府県が負担すべき額に○・五を乗じて得た額とする。

三十四　地盤沈下対策に要する経費があること。

地盤沈下防止対策事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に○・五（地盤沈下によつて被害を受けた公共施設の補修等に要する経費にあつては○・三）を乗じて得た額とする。

Ｂ　当該年度の基準財政需要額の算定に用いた林野行政費に係る林野の面積に17.5円を乗じて得た額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

次の算式により算定した額とする。

算式

（Ａ×５＋Ｂ×0.5＋Ｃ）×Ｄ×8,280,000円×１／３

算式の符号

Ａ　当該道府県の区域内の島しょに存在する地方自治法（昭和22年法律第67号）第155条第１項に規定する支庁又は地方事務所の数

Ｂ　当該道府県の区域内の島しょに存在する同法第156条第１項に規定する行政機関の数

Ｃ　当該道府県の区域内の島しょに存在する市町村役場の数

Ｄ　当該道府県における本土と島しょまでの間の平均距離について、次の表の上欄に掲げる区分に応ずる下欄に掲げる率

区分	率
七十五キロメートル未満	○・五
七十五キロメートル以上百五十キロメートル未満	一・○
百五十キロメートル以上三百五十キロメートル未満	二・○
三百五十キロメートル以上	三・○

三十一　島しょ数が多いため特別の財政需要があるもの。

三十二　国土保全対策に要する経費があること。

国土保全対策として当該道府県が他の地方公共団体等と協同して行う森林の整備等に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に○・五（分収林特別措置法（昭和三十三年法律第五十七号）第二条第一項に規定する分収造林契約（以下「分収造林契約」という。）及び同条第二項に規定する分収育林契約（以下「分収育林契約」という。）に係るものにあつては、○・一五）を乗じて得た額とする。

三十三　農家負担金軽減支援対策に要する経費があること。

国と協調して実施する農家負担金軽減支援対策事業に要する経費のうち、当該年度において当該道府県が負担すべき額に○・五を乗じて得た額とする。

三十四　地盤沈下対策に要する経費があること。

地盤沈下防止対策事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に○・五（地盤沈下によつて被害を受けた公共施設の補修等に要する経費にあつては○・三）を乗じて得た額とする。